

(2014年9月25日改定)

定 款

ローランド株式会社

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、ローランド株式会社と称し、英文ではRoland Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 電子楽器，電子機器およびその付属品の製造，販売ならびに修理
- (2) 楽器・音響機器用木工品の製造，販売ならびに修理
- (3) 電気・電子音響機器・映像機器の製造，販売ならびに修理
- (4) 電子楽器・映像機器用ソフトウェアの製造ならびに販売
- (5) 音楽に関する図書の出版ならびに販売
- (6) 家具，木工品の製造ならびに販売
- (7) コンピューター機器とその周辺機器およびコンピューターソフトウェアの製造ならびに販売
- (8) 前各号の製品ならびに楽器の輸出入業務、レンタルおよび割賦販売業務
- (9) 音楽教室の経営
- (10) 音楽に関する各種情報の収集ならびに提供サービス
- (11) 音楽に関する研修会，講習会の企画ならびに実施
- (12) プラスチック成型加工業
- (13) 倉庫業および梱包業
- (14) 総合リース業および金銭の貸付業務
- (15) 損害保険代理業
- (16) 不動産賃貸業
- (17) 株式，社債などの有価証券の取得ならびに運用
- (18) 前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を静岡県浜松市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、60,000,000株とし、当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ普通株式は59,999,900株、第6条の2に定める内容の株式（以下「A種種類株式」という。）は100株とする。

(A種種類株式)

第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）またはA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主またはA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主または普通登録株式質権者に対して残余財産を分配する場合には、A種株主またはA種登録株式質権者は、A種種類株式1株あたり、普通株式1株あたりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種種類株式の単元株式数は、1株とする。

(単元未満株式の買増し)

第9条 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。

3 当社の株主名簿および新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時こ

れを招集する。

2 株主総会は本店の所在地またはこれに隣接する地においても招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第17条の2 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

2 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

3 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会で選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会で選任し、その選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監

査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急に招集の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規則による。

(報酬等)

第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第35条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当金)

第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第37条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。